

当局では、平成3年に11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚を図るとともに、事業場における労働災害防止活動を推進してきた。

しかしながら、滋賀県の労働災害による死亡者は、年間10人以上発生しているほか、休業4日以上死傷災害は、平成26年は1,404人と平成24年比で3.4%減にとどまり、第12次労働災害防止推進計画の目標（平成29年に約15%減）の達成が厳しい状況である。内訳を見ると、重篤な災害となりやすい墜落・転落やはさまれ・巻き込まれが多発しているほか、転倒災害は初めて300人を超えた。

こうした中、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じたリスクアセスメントの効果的な実施等の自主的な安全衛生活動を広く推奨し、さらに、同月に「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、発注者・荷主・機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族を含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

11月15日 滋賀県 産業安全の日



準備期間 11月1日～11月14日

改善期間 11月16日～11月30日

無災害運動期間 11月1日～11月30日

1 主唱者 滋賀労働局・各労働基準監督署

2 実施者 県内の事業場

主唱者の実施事項

次の事項を実施します。

- ① 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- ② 「滋賀県産業安全の日」と
「滋賀県産業安全の日 無災害運動」の広報啓発

- ③ 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための
施策の展開と事業場に対する指導援助

実施者の実施事項

次の事項を積極的に推進する。

(1) 準備期間に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
- ② 安全基準や作業手順の総点検
- ③ リスクアセスメントの実施

(2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を
高める意思表示
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家
族に対する周知

(3) 改善期間に実施する事項

- ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画
の策定及びその実施
- ② 安全基準や作業手順の周知及び遵守状況の確認

(4) 無災害運動期間に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板等
の掲示
- ② 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業
種の特性に応じたリスクアセスメントの実施等の
自主的な安全衛生活動